

「福井市犯罪被害者等支援条例（案）」に関する
福井市パブリック・コメント募集の結果

【概要】

本市では、平成 14 年に制定した福井市生活安全条例において、犯罪被害者等の支援について、県及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者と連携して、情報の提供、助言、相談その他必要な支援を行うと規定しており、犯罪被害に遭われた方への精神面や生活面の支援等の体制を整えています。犯罪被害者等への経済的負担軽減を含めた支援の充実を図るため、新たに「福井市犯罪被害者等支援条例（案）」を制定するものです。

このたび、新条例（案）についてパブリック・コメントを実施したところ、市民の皆様から以下のご意見をいただきましたので、それに対する市としての考え方を示し、公表します。

【意見募集結果】

実施時期	令和 6 年 1 2 月 2 日から 1 2 月 2 7 日まで	
意見提出状況	提出者	3 人
	意見数	3 件
意見提出方法	書面の持参	0 人
	郵便	0 人
	ファクシミリ	0 人
	電子メール	0 人
	電子申請	3 人

【提出された意見及び意見に対する市の考え方】

(1) 条例全体について (2 件)

	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	福井県が同じ内容の条例をすでに作っているのになぜ作るのかわからない。 内容も理念だけの条例で特に規制をしたり具体的な恩恵があるものでもない。 おそらく、国や県警から作るように言われているものだと思うが、重複行政ばかりしていても意味がないので不要だと思う。	本条例は犯罪被害者等基本法における国及び県との役割分担を踏まえて制定するもので、国及び県の制度を補完し、犯罪被害者等に寄り添った支援の充実を図っていきます。

2	<p>犯罪被害者等基本法とかいてあることがほとんど変わらず、何のために作っているのかわからない。理念だけの条例なら不要。どこかの県がやっているように犯罪被害者に代わって損害賠償の請求や徴収を市役所が代理にやって強制的に取り立てるような制度を作るべき。</p>	<p>本条例は犯罪被害者等基本法における国及び県との役割分担を踏まえて制定するもので、国及び県の制度を補完し、犯罪被害者等に寄り添った支援の充実を図っていきます。</p> <p>また、市が犯罪被害者に代わって加害者に損害賠償金の請求や徴収を行うことは現時点では考えておりません。</p>
---	---	---

(2) 支援体制について (1件)

	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	<p>被害者支援は全ての人にとって「自分事」であり、被害者等が福井県のどの地域に居住していても、等しく支援が受けられるようすべての市町に犯罪被害者等支援条例の制定を望んでおりましたので、福井市に制定されることをとても喜ばしく思います。県庁所在地である福井市の条例を契機として、県内で市町の支援条例制定の機運が高まることを期待します。</p> <p>まず、被害者等にとって最も身近な市に、相談できる総合支援窓口があり、福祉部門等と連携して必要な情報提供や支援等を提供できる体制の整備を望みます。</p> <p>条例案には見舞金や市営住宅の優先入居などが定められていますが、被害直後に困難となる、家事・介護・育児・福祉等の支援についても柔軟な対応と迅速で実質的な支援体制を考えていただきたいと思えます。</p> <p>また、条例制定後は条例の広報・啓発活動も継続して行われることを望みます。</p>	<p>本市では、現在、危機管理課において総合相談窓口を設置しており、今後も引き続き、福祉部門との連携強化を図りながら支援を行っていきます。</p> <p>家事・介護・育児・福祉等の実質的な支援については、庁内及び関係機関の支援制度を活用するなど、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、条例制定後には、広報・啓発を進めていきます。</p>